令和7年度　大網白里市

介護職員研修費用補助金

申請の手引き

大網白里市高齢者支援課

目次

○補助金の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・２ｐ

○補助金の対象になるかの確認シート・・・・・・・・３ｐ

○補助金の申請から支払いまでの流れ・・・・・・・・４ｐ

○Ｑ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５ｐ

○様式集 （申請書と記入例）・・・・・・・・・・・・６ｐ

※申請書→記入例の順になっています。

○大網白里市介護職員研修費用補助金交付要綱・・・１８ｐ

※様式等は省略しています。

１ｐ

補助金の概要

趣旨

　質の高い介護人材の確保を図るため、「初任者研修」または「実務者研修」の受講に要した費用の一部を補助します。

※初任者研修は、旧ホームヘルパー２級研修も含みます。

※実務者研修は、旧ホームヘルパー１級研修または介護職員基礎研修課程も含みます。

受付期間

**令和７年７月１日(火)～令和７年12月１日(月)（郵送可）**

※但し、補助金申請総額が予算額に達し次第、受付を締め切ります。

補助額

初任者研修

受講費用の半額（1,000円未満切り捨て）または５万円のいずれか低い額

実務者研修

受講費用の半額（1,000円未満切り捨て）または10万円のいずれか低い額

補助要件

　「補助金の対象になるかの確認シート」（３p）をご確認ください。

手続き方法

　「補助金の申請から支払いまでの流れ」（４p）をご確認ください。

２ｐ

以下のいずれにも該当する場合、補助金の対象となります。

補助金の対象になるかの確認シート

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 補助要件 | 確認 |
| １ | **令和6年４月１日以降、申請日まで**に「初任者研修」、または「実務者研修」を修了していること。  ※初めて本補助金の申請をする場合で、初任者研修、実務者研修いずれも修了している場合は、実務者研修に係る受講料・教材費のみが補助対象。 | □ |
| ２ | **令和6年４月１日以降**に市内の介護施設等で介護職として就職し、申請日以降、３か月以上（原則、同一施設で）就業を継続すること。申請日時点で就業していない場合も、申請日以降、３か月以上就業すること。  ※就業形態は、常勤、非常勤勤務（パート勤務）を問わない。  ※対象となる「介護施設等」は下表のとおり。 | □ |
| ３ | 住所地の市区町村税に滞納がないこと。 | □ |
| ４ | 研修に係る経費について、実績報告書を提出するときまでに支払いを完了していること。 | □ |
| ５ | 研修に係る経費について、他の公的制度等から助成を受けていないこと及び他の公的制度等から助成を受ける予定がないこと。 | □ |

※大網白里市外にお住まいの方も申請できます。

対象となる介護施設等

３ｐ

|  |  |
| --- | --- |
| 介護保険法第８条及び第８条の２に規定する介護保険サービス事業所のうち以下にあてはまる事業所 | |
| ・訪問介護事業所 | ・地域密着型通所介護事業所 |
| ・訪問入浴介護事業所 | ・小規模多機能型居宅介護事業所 |
| ・通所介護事業所 | ・認知症対応型共同生活介護事業所 |
| ・通所リハビリテーション事業所 | ・地域密着型介護老人福祉施設 |
| ・短期入所生活介護事業所 | ・複合型サービス事業所 |
| ・短期入所療養介護事業所 | ・介護老人福祉施設（特養） |
| ・特定施設（有料老人ホーム等） | ・介護老人保健施設 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条に規定する障害福祉サービス事業所 | |

**ステップ１**

補助金の申請から支払いまでの流れ

申請者

初任者研修または実務者研修を修了するなどの補助要件を満たす。

次の書類を大網白里市高齢者支援課へ提出する。

①交付申請書（第１号様式）【６p】　　　②同意書（第２号様式）【８p】

③研修費用の領収書　　　　　　　　　　④研修の修了証明書の写し

⑤住民票の写し（市外住民の方のみ）　　⑥本人確認書類（運転免許証等）

⑦市区町村税に滞納がないことを証明する書類（市外住民の方のみ）

大網白里市

交付申請書類の審査、市区町村税等の納付状況の確認。

交付決定通知書（第３号様式）の送付。

**ステップ２**

申請者

交付決定通知書の受け取り。

申請日以降、３か月以上、原則同一施設で、就業を継続。

次の書類を大網白里市高齢者支援課へ提出する。

1. 実績報告書（第５号様式）【１２p】　②就業等証明書（第６号様式）【１４p】

③研修費用の支払を完了したことを証明する書類（分割払の場合のみ）

大網白里市

実績報告書類の審査。

補助金額確定通知書（第７号様式）の送付。

**ステップ３**

大網白里市

申請者

補助金額確定通知書の受け取り。請求書（第８号様式）【１６p】を大網白里市高齢者支援課へ提出する。

補助金の受け取り。

補助金の支払

４ｐ

Ｑ＆Ａ

Ｑ　令和６年４月１日以前から市内の介護保険サービス事業所に勤めています。対象となりますか。

Ａ　対象となりません。令和６年４月１日以降に市内事業所で就業を開始された方が対象です。

また、以前に初任者研修の費用について本補助金の交付を受け、引き続き同じ市内事業所に就業しながら実務者研修を修了し、その費用について申請しようとする場合も、補助対象となります。

Ｑ　令和６年４月１日以前に研修を修了しました。対象となりますか。

Ａ　対象となりません。令和６年４月１日以降に修了した研修が対象です。

Ｑ　申請日時点で、初任者研修、実務者研修いずれも修了している場合は、どちらの分を申請することになりますか。

Ａ　初めて本補助金の申請をする場合は、実務者研修のみの申請となります。

以前に初任者研修の費用について本補助金の交付を受け、引き続き同じ市内事業所に就業しながら実務者研修を修了した場合のみ、実務者研修の費用についても申請できます。

Ｑ　申請日時点に就業していない場合は、対象となりますか。

Ａ　申請日時点で就業していなくても、申請日以後、３か月以上市内事業所で就業を継続すれば対象となります。但し、実績報告書は年度内の提出締切。

Ｑ　申請日時点ですでに３か月以上就業していたが、申請日以降３か月未満で退職してしまった場合、対象となりますか。

Ａ　対象となりません。申請日以降も３か月以上継続して就業することが補助要件となっています。

Ｑ　大網白里市民ではありません。対象になりますか。

Ａ　大網白里市外にお住まいの方でも、大網白里市内の事業所にお勤めであれば、対象となります。

Ｑ　研修費用を銀行振込やコンビニエンスストアなどで支払ったため、領収書がなく、払込金受領証等で申請できますか。

Ａ　養成研修事業者が発行した領収書が必要です。

Ｑ　領収書を紛失してしまった場合は、どうすればよいですか。

Ａ　領収書を用意できない場合は、高齢者支援課へご連絡ください。

Ｑ　市区町村税に滞納がある場合は、どうなりますか。

Ａ　不交付決定されます。また、偽りその他不正の手段により交付決定を受けた場合等は、交付決定が取り消されます。

Ｑ　事業所の代理申請は可能ですか。

Ａ　本人申請を原則とします。

５ｐ

別　記

　第１号様式（第６条第１項）

大網白里市介護職員研修費用補助金交付申請書

　年　　月　　日

　大網白里市長　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （〒　　　－　　　　　　）

　　　　　 住所

　　　　　　　　　　　　　 （申請者）

（注）本人が手書きしない場合は、押印してください。

電話番号

　大網白里市介護職員研修費用補助金の交付を受けたいので、大網白里市介護職員研修費用補助金交付要綱第６条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 介護員養成研修事業者 |  |
| 交付申請額 | 円 |
| 交付申請額の算出基礎 | 受講料　　　　　　　　円（Ａ）　教材費　　　　　　　　円（Ｂ）  上限額（初任者研修・実務者研修）　　　　　　　　　　　円（Ｃ）  （Ａ+Ｂ）×１／２（１，０００円未満切り捨て）と（Ｃ）のいずれか低い額  　　　　　　　　　円 |
| 助成の有無 | □受けたことがない　　□受ける予定はない |
| 添付書類 | １　修了証明書の写し  ２　介護員養成研修事業者が発行する受講料等の領収書若しくは受領を証明する書類又は介護員養成研修事業者若しくはクレジットカード会社が発行するクレジット契約を締結していることを証明する書類  ３　住民票の写し（住民票抄本）　（※）  ４　申請日において住所を有する市区町村の課する市区町村税に滞納がないことを証明する書類　（※）  （※）３及び４については、大網白里市に住所を有する場合であって、個人情報の利用に係る同意書（第２号様式）を提出した場合は省略することができます。 |
| 備考 | 本人確認書類（免許証等）を提示してください。 |

別　記

**記入例**

　第１号様式（第６条第１項）

大網白里市介護職員研修費用補助金交付申請書

令和7年　7月　1日

　大網白里市長　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （〒●●●－●●●●）

　　　　　 住所　　●●市▲▲１－２－３

　　　　　　　　　　　　　 （申請者）

（注）本人が手書きしない場合は、押印してください。

電話番号　●●●●－●●－●●●●

　大網白里市介護職員研修費用補助金の交付を受けたいので、大網白里市介護職員研修費用補助金交付要綱第６条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 介護員養成研修事業者 | □□スクール　□□校 |
| 交付申請額 | ４５，０００円 |
| 交付申請額の算出基礎 | 受講料　　　８０，０００　円（Ａ）　教材費　　　　１０，０００　円（Ｂ）  上限額（初任者研修・実務者研修）　　　　　 ５０，０００　円（Ｃ）  （Ａ+Ｂ）×１／２（１，０００円未満切り捨て）と（Ｃ）のいずれか低い額  　　　 ４５，０００　　円 |
| 助成の有無 | ☑受けたことがない　　☑受ける予定はない |
| 添付書類 | １　修了証明書の写し  ２　介護員養成研修事業者が発行する受講料等の領収書若しくは受領を証明する書類又は介護員養成研修事業者若しくはクレジットカード会社が発行するクレジット契約を締結していることを証明する書類  ３　住民票の写し（住民票抄本）　（※）  ４　申請日において住所を有する市区町村の課する市区町村税に滞納がないことを証明する書類　（※）  （※）３及び４については、大網白里市に住所を有する場合であって、個人情報の利用に係る同意書（第２号様式）を提出した場合は省略することができます。 |
| 備考 | 本人確認書類（免許証等）を提示してください。 |

７ｐ

第２号様式（第６条第２項）

個人情報の利用に係る同意書

年　　月　　日

大網白里市長　　　　　　　様

住 所

　　　　　　　　　　　　 　（申請者）

（注）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

（生年月日　　　　年　　月　　日）

　大網白里市介護職員研修費用補助金の交付申請にあたり、私に関する下記の情報を、市長が確認することに同意します。

記

（１）市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記載されていること

（２）市税に滞納がないこと

第２号様式（第６条第２項）

**記入例**

個人情報の利用に係る同意書

令和7年　7月　1日

大網白里市長　　　　　　　様

住 所　 ●●市▲▲１－２－３

　　　　　　　　　　　　 　（申請者）

（注）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

（生年月日　昭和50年 ４月 １日）

　大網白里市介護職員研修費用補助金の交付申請にあたり、私に関する下記の情報を、市長が確認することに同意します。

記

（１）市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記載されていること

（２）市税に滞納がないこと

９ｐ

第４号様式（第８条第１項）

大網白里市介護職員研修費用補助金交付申請取下げ書

　　年　　月　　日

大網白里市長　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（〒　　　－　　　　　　）

　　　　　 住所

　　　　　　　　　　　　　 （申請者）

（注）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

年　　月　　日付け　第　　　号にて交付決定のあった大網白里市介護職員研修費用補助金について、大網白里市介護職員研修費用補助金交付要綱第８条第１項の規定により申請を取下げます。

記

　　　　交付申請額　　　　　　　　　　　円

　　　　理　　　由

第４号様式（第８条第１項）

**記入例**

大網白里市介護職員研修費用補助金交付申請取下げ書

令和7年　8月　２０日

大網白里市長　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （〒●●●－●●●●）

　　　　　 住所　　●●市▲▲１－２－３

　　　　　　　　　　　　　 （申請者）

（注）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号　　●●●●－●●－●●●●

令和7年7月１０日付け高第１２３４号にて交付決定のあった大網白里市介護職員研修費用補助金について、大網白里市介護職員研修費用補助金交付要綱第８条第１項の規定により申請を取下げます。

記

　　　　交付申請額　　　　　　　４５，０００円

　　　　理　　　由　　申請日以降３ヶ月未満で退職することとなったため。

１１ｐ

第５号様式（第９条第１項）

大網白里市介護職員研修費用補助金実績報告書

　　　年　　月　　日

大網白里市長　　　　　　　　様

（〒　　　－　　　　　　）

　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　年　　月　　日付け　第　　号で補助金の交付決定のあった大網白里市介護職員研修費用補助金について、大網白里市介護職員研修費用補助金交付要綱第９条第１項の規定により、次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務事業所名 |  |
| 介護員養成  研修事業者  （資格養成校） |  |
| 受講に要した  経　　　　費 | 円 |
| 添付書類 | １　就業等証明書  ２　分割払の場合は、受講料等の支払を完了したことを証明する書類 |

第５号様式（第９条第１項）

**記入例**

大網白里市介護職員研修費用補助金実績報告書

令和7年10月　２1日

大網白里市長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （〒●●●－●●●●）

　　　　　 住所　　●●市▲▲１－２－３

　　　　　　　　　　　　　 （申請者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号　　●●●●－●●－●●●●

令和7年7月１０日付け高第１２３４号で補助金の交付決定のあった大網白里市介護職員研修費用補助金について、大網白里市介護職員研修費用補助金交付要綱第９条第１項の規定により、次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務事業所名 | ○○デイサービス |
| 介護員養成  研修事業者  （資格養成校） | □□スクール　□□校 |
| 受講に要した  経　　　　費 | ９０，０００円 |
| 添付書類 | １　就業等証明書  ２　分割払の場合は、受講料等の支払を完了したことを証明する書類 |

１３ｐ

第６号様式（第９条第１項第１号）

就業等証明書

　　年　　月　　日

　　大網白里市長　　　　　　　様

法人所在地

法人名称

代表者職氏名 　 　　 印

　大網白里市介護職員研修費用補助金の交付について、下記の者の就業につき、次のように証します。

|  |
| --- |
| １　　　　　年　　月　　日時点で、下記に記載される者を雇用している。  ２　下記に記載される者に対し、介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修に係る受講料及び教材費に対する助成をしていない。 |

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被雇用者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 職　　　　種 |  |
| 勤務開始日 | 年　　月　　日から |
| 常勤・非常勤の別 | 常勤　　　／　　　非常勤 |
| 雇用者 | 勤務事業所所在地 |  |
| 勤務事業所名 |  |
| 勤務事業所電話番号 |  |

（記載者氏名　　　　　　　　　　　）

**記入例（就業先の法人に発行を依頼してください。）**

第６号様式（第９条第１項第１号）

就業等証明書

令和7年10月　２1日

　　大網白里市長　　　　　　　様

法人所在地　　○○市○○１－２－３

法人名称　　社会福祉法人　○○○

代表者職氏名 　 理事長　○○　○○　印

　大網白里市介護職員研修費用補助金の交付について、下記の者の就業につき、次のように証します。

|  |
| --- |
| １　令和7年10月　２1日時点で、下記に記載される者を雇用している。  ２　下記に記載される者に対し、介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修に係る受講料及び教材費に対する助成をしていない。 |

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被雇用者 | 住所 | ●●市▲▲１－２－３ |
| 氏名 | 大網　太郎 |
| 職　　　　種 | ○○○○ |
| 勤務開始日 | 令和6年　４月　２日から |
| 常勤・非常勤の別 | 常勤　　　／　　　非常勤 |
| 雇用者 | 勤務事業所所在地 | ○○市○○１－２－３ |
| 勤務事業所名 | ○○デイサービス |
| 勤務事業所電話番号 | ○○○○－○○－○○○○ |

（記載者氏名　　白里　花子　　　　）

１５ｐ

第８号様式（第１１条）

大網白里市介護職員研修費用補助金交付請求書

年　　月　　日

大網白里市長　　　　　　　様

　（〒　　　－　　　　　　）

　　　　　 住所

（申請者）　　　　　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

　　年　　月　　日付け　第　　　　号により額の確定の通知があった大網白里市介護職員研修費用補助金について、大網白里市介護職員研修費用補助金交付要綱第１１条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　請 求 額　　　　　金　　　　　　　　　円

２　振込口座

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関 | 銀行　信用組合  　　　　　　　　信用金庫　農協 | 支店  　　　　　　　　　 出張所 |
| 預金種別 | 普通　・　当座 | |
| 口座番号 |  | |
| フリガナ |  | |
| 口座名義人 |  | |
| 添付書類 | 預金通帳又は銀行カードの写し（振込先金融機関名、預金の種別、口座番号及び口座の名義を確認できるもの） | |

第８号様式（第１１条）

**記入例**

大網白里市介護職員研修費用補助金交付請求書

年　　月　　日

印鑑は朱肉を使用するもの。シャチハタ不可。

大網白里市長　　　　　　　様

　（〒●●●－●●●●）

　　　　　 住所　　●●市▲▲１－２－３

（申請者）　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号　 ●●●●－●●－●●●●

令和7年10月２4日付け高第２３４５号により額の確定の通知があった大網白里市介護職員研修費用補助金について、大網白里市介護職員研修費用補助金交付要綱第１１条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　請 求 額　　　　　金　　 　４５，０００円

２　振込口座

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関 | 銀行　信用組合  　　　○○　　　信用金庫　農協 | 支店  　　　 △△　　　 出張所 |
| 預金種別 | 普通　・　当座 | |
| 口座番号 | ０１２＊＊＊＊ | |
| フリガナ | オオアミ　タロウ | |
| 口座名義人 | 大網　太郎 | |
| 添付書類 | 預金通帳又は銀行カードの写し（振込先金融機関名、預金の種別、口座番号及び口座の名義を確認できるもの） | |

１７ｐ

大網白里市介護職員研修費用補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市の区域内（以下「市内」という。）に存する介護施設等に質の高い介護人材の確保を図るため、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第２２条の２３第１項に規定する介護職員初任者研修課程の研修（以下「初任者研修」という。）又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４０条第２項第５号に規定する３年以上介護等の業務に従事した者が介護福祉士試験の受験資格を取得するための研修（以下「実務者研修」という。）を修了した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する条例（昭和３０年条例第４号）及び補助金等に関する規則（昭和５１年規則第１１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、「介護施設等」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所又は施設をいう。

　(1) 介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第８条第１項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）若しくは同条第１４項に規定する地域密着型サービスを行う事業所、同条第２７項に規定する介護老人福祉施設又は同条第２８項に規定する介護老人保健施設

(2) 法第８条の２第１項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）又は同条第１２項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業所

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１項に規定する障害福祉サービスを行う事業所

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 第６条の規定による交付の申請の日（以下「申請日」という。）において初任者研修又は実務者研修を修了しており、かつ、その修了した日が申請日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の４月１日以後であること。

(2) 介護職員として、市内の介護施設等（市長が特段の事情があると認める場合を除き、同一の介護施設等に限る。）に、申請日以後３か月以上継続して就業していること。

(3) 前号に掲げる就業の開始日が、申請年度の前年度の４月１日以後であること。ただし、第１２条の規定により次条に規定する経費（初任者研修に係る

１８ｐ

経費に限る。）について補助金の交付を受けた者が次条に規定する経費（初任者研修に係る経費を除く。）について補助金の交付の申請をする場合にあっては、この限りでない。

(4) 次条に規定する経費について、第９条第１項に規定する実績報告書を提出するときまでに支払を完了していること。この場合において、分割払の場合にあっては、分割払に係る手数料についても支払を完了していること。

(5) 次条に規定する経費について、次のいずれにも該当すること。

ア　他の公的制度等から助成を受けたことがないこと。

イ　他の公的制度等から助成を受ける予定がないこと。

(6) 申請日において住所を有する市区町村の課する市区町村税（以下「市区町村税」という。）に滞納がないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費は、初任者研修又は実務者研修に係る受講料（補講及び再試験に係る費用並びに振込及び分割払に係る手数料を除く。）及び教材費（以下「受講料等」という。）とする。

２　前項の規定にかかわらず、この要綱に基づく補助金について初めて交付の申請をする者であって初任者研修及び実務者研修のいずれの研修も修了しているものは、実務者研修に係る受講料等についてのみ補助金の対象とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、受講料等に２分の１を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額のいずれか低い額とする。

(1) 初任者研修　５０，０００円

(2) 実務者研修　１００，０００円

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに大網白里市介護職員研修費用補助金交付申請書（別記第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第３条第１項第１号ロに規定する介護員養成研修事業者（以下「介護員養成研修事業者」という。）が発行する修了証明書の写し

(2) 介護員養成研修事業者が発行する受講料等の領収書若しくは受領を証明する書類又は介護員養成研修事業者若しくはクレジットカード会社が発行するクレジット契約を締結していることを証明する書類

(3) 住民票の写し

(4) 市区町村税に滞納がないことを証明する書類

１９ｐ

２　市長は、前項第３号及び第４号に規定する添付書類により証明すべき事項を市が保有する公簿等により確認することについて、申請者から個人情報の利用に係る同意書（別記第２号様式）の提出があったときは、当該添付書類の提出を省略させることができる。

（交付の決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、大網白里市介護職員研修費用補助金交付（不交付）決定通知書（別記第３号様式）により通知するものとする。

　（交付の申請の取下げ）

第８条　前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けることを辞退するとき又は第３条第２号に掲げる要件に該当するに至る見込みがないことが明らかなときは、速やかに大網白里市介護職員研修費用補助金交付申請取下げ書（別記第４号様式）を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第９条　交付決定者で第３条第２号に掲げる要件に該当するに至ったものは、速やかに大網白里市介護職員研修費用補助金実績報告書（別記第５号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 就業等証明書（別記第６号様式）

(2) 分割払の場合は、受講料等の支払いを完了したことを証明する書類

２　前項の規定による報告の期限は、申請年度の末日とする。

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条第１項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を決定したときは、大網白里市介護職員研修費用補助金交付額確定通知書（別記第７号様式）により、当該実績報告書の提出をした者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第１１条　前条の規定による交付額の確定の通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、大網白里市介護職員研修費用補助金交付請求書（別記第８号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第１２条　市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第１３条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

２０ｐ

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が補助することが不適当と認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかに交付決定者に大網白里市介護職員研修費用補助金交付決定取消通知書（別記第９号様式）により通知するとともに、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させることができる。

　（補則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、平成２８年１０月１日から施行する。

２　この告示は、公示の日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

　（２級課程修了者に係る特例）

２　この告示の施行の際、現に介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成２４年厚生労働省令第２５号）による改正前の介護保険法施行規則（以下「旧規則」という。）第２２条の２３に規定する２級課程の研修を修了した者（実務者研修並びに旧規則第２２条の２３に規定する介護職員基礎研修及び１級課程の研修を修了した者を除く。）については、全て初任者研修を修了した者とみなす。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第１条 | 介護保険法施行規則 | 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成２４年厚生労働省令第２５号）による改正前の介護保険法施行規則 |
| 介護職員初任者研修課程の研修（以下「初任者研修」という。） | ２級課程の研修 |
| 第３条第１号 | 初任者研修 | ２級課程の研修 |
| 第４条第１項 | 初任者研修 | ２級課程の研修 |
| 第４条第２項 | 初任者研修 | ２級課程の研修 |
| 第５条第１号 | 初任者研修 | ２級課程の研修 |

２１ｐ

２２ｐ

２２ｐ